# 市町森林経営管理事業入札心得

令和5年4月1日制定

(目的)

第1 この心得は、一般社団法人やましごと工房(以下「当社」という。)が、市町 森林経営管理事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき行う指名競争入札の 場合において、入札参加者の守るべき事項を定める。

## (入札に関する留意事項)

- 第2 入札参加者は、当社が指示した設計図書、現地等を熟知の上入札するものとする。入札書記載金額は、特に指示のない限り契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- 2 入札書は要綱様式第1号により作成し、封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、 指定された日時までに持参又は郵送しなければならない。なお、郵送の場合は、指 定された日の消印を有効とする。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦持参または郵送した後は、その引き換え、変更また は取消しをすることができない。

#### (入札の辞退)

- 第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものと する。
- (1)入札執行前にあっては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入 札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。
- (2)入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執 行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを 受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者、若しくは疑いのある 者はこの限りではない。

#### (公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札 価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければ ならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に 開示してはならない。

# (入札の取りやめ等)

第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

## (当該入札が無効となる事項)

- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 記名押印のない入札
  - (2)入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額 をもって価格を表示しない入札
  - (3)同一事項に対してした2通以上の入札
  - (4)代理人が行った入札
  - (5)入札金額を訂正した入札、及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載の ない入札
  - (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

### (再入札)

第7 改札の結果、落札に至らないときは、直ちに再度入札を執行する場合がある。 この場合、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることが ある。

### (落札者の決定)

第8 予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をしたものを落札者とする。ただし、 落札となる同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定す る。

## (契約の締結)

- 第9 落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定の通知を受けた日から起算して7日(業務委託契約においては5日)以内に契約を結ばなければならない。
- 2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを 伸縮することができる。
- 3 落札者は、第1項及び第2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札は その効力を失う。

### 附則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。